

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	平成23年 9月27日
(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 京都信用金庫 理事長 増田 浩幸	電話075-211-2111

主たる業種	信用金庫					細分類番号	6	3	1	1		
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則					<input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 2条第1項第2号又は第3号	<input type="checkbox"/> 2条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで											
基本方針	平成20年度～平成22年度の平均を基準として、平成25年度までに温室効果ガス排出量を6%以上削減する。											
計画を推進するための体制	「エココミュニティ推進委員会」を中心にCO <sub>2</sub> 削減に向けての計画策定と進歩管理を行う。											
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (20～22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率					
	事業活動に伴う排出の量	3,575.1 トン	3,479.2 トン	3,483.5 トン	3,483.5 トン	-2.6	パーセント					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量		3,554.6 トン	3,479.2 トン	3,483.5 トン	3,483.5 トン	-2.1	パーセント				
	目標の根拠		昨年度より、建物新築・改修における環境基準を制定しました。順次、環境負荷を低減する設備を導入し、CO <sub>2</sub> 削減につなげていきます。									
重点的に実施する取組の実施計画	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率					
	事業活動に伴う排出の量 (延床面積)	4.36	4.25	4.25	4.25	-3.03	パーセント					
原単位の指標及び目標の根拠		店舗の新設・改修における環境基準を制定しました。順次、環境負荷を低減する設備を導入し、CO <sub>2</sub> 排出削減につなげていきます。										
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考					
	(24)年度		118.0 パー	118.0 パー	118.0 パー	118.0 パー						
	(25)年度		当庫の定めた環境基準を適用した店舗づくり。 環境マネジメントシステムの運用。									
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容		特別許可の無いものには原則マイカー通勤の禁止									
	上記の措置を採用する理由		社内規定による									
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分		第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考						
	森林の保全及び整備によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	府内産の木材の利用によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・KES環境マネジメント・ステップ2取得 ・地域の清掃 ・食堂での地産地消の取組み					・ライトダウンキャンペーン参加 ・棚田の保全活動 ・自然エネルギーの導入						
特記事項												

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。